

令和7年度 被扶養者資格再確認ご協力のお願い

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、被扶養者資格の再確認を実施しております。

令和7年度につきましては、被扶養者資格が解除となる可能性の高い対象者に絞って10月中旬から10月下旬にかけて順次「被扶養者状況リスト」をお送りいたします。

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけではなく、加入者みなさまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和7年度の予定

確認の対象となる方

以下のいずれかに該当する被扶養者

- ①健康保険の資格が重複している可能性が高い方
- ②同居が扶養認定の要件となっている続柄の方のうち、被保険者と別居している可能性が高い方
- ③令和6年中の課税収入額が130万円（60歳以上は180万円）の金額を超過している方（18歳未満の者や直近で認定された者を除く）

※上記に該当する被扶養者がいない場合は、被扶養者状況リストはお送りいたしません。

送付時期

令和7年10月中旬から10月下旬（予定）にかけて順次送付いたします。

提出期限

令和7年12月12日（金）

扶養解除となる被扶養者の方がいる場合

確認の結果、扶養解除となる場合は、被扶養者状況リストと被扶養者異動届を提出します。

扶養解除の迅速化のため、被扶養者異動届は可能な限り電子申請により、日本年金機構へお届けください。

なお、電子申請によるお届けが難しい場合は被扶養者状況リストに同封の被扶養者調書兼異動届を協会けんぽへご提出ください。

令和6年度の実績

- 扶養解除者数 約6.3万人
- 高齢者医療制度への負担軽減額（効果額） 約11億円

ご不明な点がございましたら、協会けんぽ宮崎支部までお問い合わせください。



全国健康保険協会 宮崎支部

協会けんぽ

協会けんぽ 宮崎

検索

〒880-8546 宮崎市橘通東1-7-4 第一宮銀ビル5階

TEL 0985-35-5364 FAX 0985-35-5393

自動音声でご案内します

案内①協会けんぽマイナンバー専用ダイヤルに転送します。

案内②業務（給付、任意継続など）

案内③レセプト（レセプト、第三者行為（交通事故等））

案内④保健（健診、特定保健指導など）

案内⑤企画総務（保険料率、健康宣言など）

各種申請書は郵送でご提出ください。

「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」をご利用ください

「マイナ保険証」、「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」や「オンライン資格確認」等に関するお問い合わせは、下記の専用ダイヤルにお問い合わせください。

※マイナンバー制度やマイナンバーに関する一般的なお問い合わせは、国のマイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）をお願いします。

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル

☎0570-015-369

8時30分～17時15分（土日祝日を除く）